平成２１年（フ）第９２６４号
大阪市平野区喜連西２丁目１番５―801号
債務者　岡野　紀子（旧姓畑）
1　決定年月日時　平成22年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９６２０号
大阪府門真市桑才新町27番16号
債務者　山口　博一
1　決定年月日時　平成22年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１００４２号
大阪府八尾市弓削町２丁目133番地
債務者　根屋　照夫
1　決定年月日時　平成22年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６０２号
大阪市東成区東中本１丁目15番35号　中原ハイツ６Ｂ―１号
債務者　藤井　松子
1　決定年月日時　平成22年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５２０号
佐賀県小城市三日月町長神田1384番地７
債務者　井上隆次郎
1　決定年月日時　平成22年２月３日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月７日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第５２２号
佐賀県小城市三日月町長神田1384番地７
債務者　井上ひとみ
1　決定年月日時　平成22年２月３日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月７日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第５４２号
佐賀県佐賀市若宮３丁目３番２号
債務者　田中　妥之
1　決定年月日時　平成22年２月３日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月７日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第５６３号
長崎県長崎市深堀町１丁目161番地27　県営住宅深堀団地Ａ３棟506号
債務者　山口　信代
1　決定年月日時　平成22年２月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月７日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第３号
長崎県西海市大瀬戸町松島内郷1545番地１、旧住所長崎県西海市大瀬戸町松島内郷1381番地
債務者　久保　　誠
1　決定年月日時　平成22年２月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月７日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第２５号
長崎県長崎市柳谷町17番７―107号
債務者　長尾　重俊
1　決定年月日時　平成22年２月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月７日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１４号
埼玉県深谷市西大沼369番地14
債務者　腰塚　　智（旧姓大石）
1　決定年月日時　平成22年２月12日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月８日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２２年（フ）第８号
三重県松阪市南虹が丘町25番地21
債務者　田中由美子
1　決定年月日時　平成22年２月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月８日まで
津地方裁判所松阪支部

平成２２年（フ）第３号
福岡県大牟田市大字今山2273番地５　松山口ハイツ102号
債務者　日巻　健二
1　決定年月日時　平成22年２月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月８日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２２年（フ）第９号
福岡県大牟田市大字岩本2854番地35
債務者　川澄　義男
1　決定年月日時　平成22年２月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月８日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２２年（フ）第１０号
福岡県大牟田市大字岩本2854番地35
債務者　川澄　茂子
1　決定年月日時　平成22年２月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月８日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２２年（フ）第１８号
福岡県大牟田市大字田隈197番地
債務者　鈴木　隆造
1　決定年月日時　平成22年２月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月８日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２１年（フ）第２２２号
北海道夕張市南清水沢１丁目105番地
債務者　三浦　　彩（旧姓石田）
1　決定年月日時　平成22年２月12日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月９日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２１年（フ）第２５２号
北海道岩見沢市北村栄町3475番地
債務者　浦野　静江
1　決定年月日時　平成22年２月12日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月９日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部